

これまでの高速道路の安全5箇年計画

これまでの高速道路に関する安全計画

名称	高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業計画	高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業計画(第2次)
策定主体	事業計画(案):建設省道路局 事業計画 :日本道路公団等	事業計画(案):建設省道路局 事業計画 :日本道路公団等
目的	渋滞区間の拡幅等の改築事業の推進、交通安全施設の整備及び適切な管理運用等による総合的な対策を進め、交通安全の確保について努力しているところであるが、高速自動車国道等の交通安全対策の一層の推進を図る	既供用の高速自動車国道等において緊急に対処すべき施策について、関連機関との緊密な連携の下、高速自動車国道等の交通安全対策を一層強力に推進
対象道路	高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路、名古屋高速道路、福岡・北九州高速道路、本州四国連絡橋道路、日本道路公団及び地方道路公社等の管理する一般有料道路	高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路、名古屋高速道路、福岡・北九州高速道路、本州四国連絡橋道路、日本道路公団及び地方道路公社等の管理する一般有料道路
計画期間	5年 (H3-H7)	5年 (H8-H12)
目標		高速自動車国道等の死亡事故者数が約10%削減
基本方針 施策 事業等	<ul style="list-style-type: none"> ○走行条件の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間の事故防止対策 ・線形等の厳しい区間の事故対策 ・トンネル内の事故防止対策 ・気象変化時の事故防止 ・混雑時等の事故防止 ○安全性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・中央分離帯突破による渋滞事故防止対策 ○よりよい走行環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・過労運転による事故の防止 ・安全で円滑な交通流の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○事故削減に向けた総合的施策の集中的実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事故多発地点緊急対策 ・重大事故防止対策 ・救急医療体制支援策の推進 ・産官学が連携した調査・分析・研究の推進 ○安全で快適な交通環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ円滑なモビリティの確保 ・利用しやすい公共交通の確保 ・利用者サービスの向上 ○高度情報技術を活用した交通安全支援システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・高速交通に関する高度道路情報システムの構築 ・交通安全支援システムの構築
事業量	約3,240億円	約4,500億円
備考	第5次特定交通安全施設等整備事業五箇年(H3~7)と併せて策定	第6次特定交通安全施設等整備事業五箇年(H8~12)と併せて策定

高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業計画(案)について【H3～7】

○計画策定の主旨

渋滞区間の拡幅等の改築事業の推進、交通安全施設の整備及び適切な管理運用等による総合的な対策を進め、交通安全の確保について努力しているところであるが、高速自動車国道等の交通安全対策の一層の推進を図るため、今般、一般道路における第5次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の策定と併せて、交通安全施設の整備等について、今後五箇年間の事業計画を策定しようとするものである。

○構成

1. 高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業計画策定の必要性
2. 高速自動車国道等の整備状況及び交通事故の発生状況
 - (1) 整備状況
 - (2) 交通事故の発生状況
3. 高速自動車国道等における総合的な交通安全対策の基本方針
 - (1) 施設整備等ハード面の対策
 - (2) 管理運用等ソフト面の対策
4. 五箇年間の事業計画
 - (1) 施策分類
 - (2) 事業規模
 - (3) 工種別内訳

○高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業計画の事業規模等について

(1) 事業規模

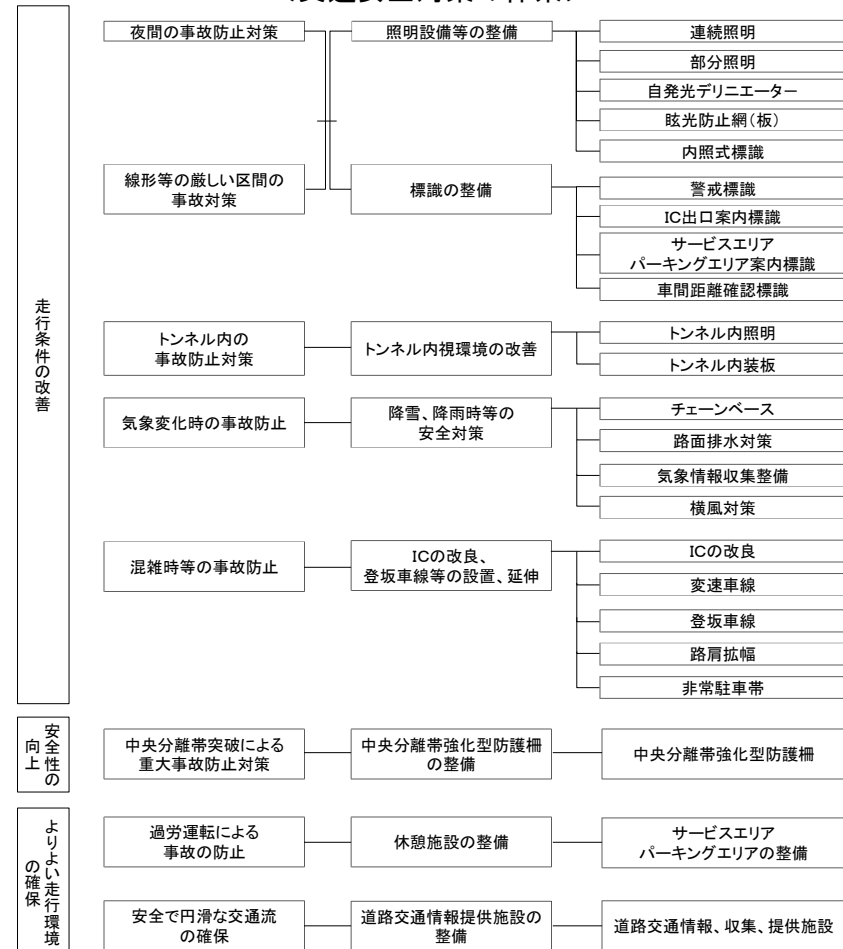
施策分類に基づき、平成3～7年度の五箇年間に3,240億円に相当する交通安全対策に関する事業を推進

五箇年間の事業計画額 (H3～7)	過去五箇年間の実績 (S61～H2)	倍率
324,000	147,800	2.19

(単位: 百万円)

○高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業計画

<交通安全対策の体系>



※「高速自動車国道等」とは高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路、名古屋高速道路、福岡・北九州高速道路の都市高速道路、本州四国連絡橋道路、及び日本道路公団、地方道路公社等の管理する一般有料道路のことを指す。

高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業計画(第2次)について(案)【H8~12】

○計画策定の主旨

一般道路における第6次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画とも十分に連携しつつ、平成7年度で終了する「高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業計画」に引き続き、既供用の高速自動車国道等において緊急に対処すべき施策について、平成8年度からの新たな五箇年間の事業計画として策定し、関連機関との緊密な連携の下、高速自動車国道等の交通安全対策を一層強力に推進

○構成

1. 高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業計画(第2次)の策定の必要性
 - (1) 道路交通において高速自動車国道等の果たす役割
 - (2) 高速自動車国道等におけるこれまでの交通安全対策の取り組み
 - (3) 高速自動車国道等における今後の交通安全対策の取り組み
2. 高速自動車国道等における交通事故の発生状況とその特徴
 - (1) 交通事故の発生状況
 - (2) 交通事故の特徴
3. 高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業計画(第2次)の基本方針
4. 高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業計画(第2次)の事業規模等について
 - (1) 事業規模(案)
 - (2) 工種別内訳(概要)

○高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業計画(第2次)の事業規模等について

(1) 事業規模(案)

基本方針に基づき、平成8~12年度の五箇年間に4,500億円に相当する交通安全対策に関する事業を推進

第2次計画額(案) (A)	高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業計画(第1次)(H3~H7)			対第1次計画倍率 (A/B)	対第1次実績倍率 (A/C)
	計画額 (B)	実績見込み (C)	達成率 (C/B)		
450,000	324,000	385,429	119.0%	1.39	1.17

(単位: 百万円)

○高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業計画(第2次)の基本方針

本五箇年間の事業計画を実施することにより、高速自動車国道等の死亡事故者数が約10%削減されることを目指す

<交通安全対策の体系>



※「高速自動車国道等」とは高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路、名古屋高速道路、福岡・北九州高速道路の都市高速道路、本州四国連絡橋道路、及び日本道路公団、地方道路公社等の管理する一般有料道路のことを指す。